

駐車監視員活動ガイドライン

令和7年3月

◎ 趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

◎ 活動方針

駐車監視員は、下記の地域、路線を重点に、活動時間内において巡回し、放置車両の確認等を実施します。

◎ 留意事項

- ☆ 駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。
 - (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
 - (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
 - (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
 - (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合
- ☆ 警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び活動時間外においても、必要に応じた取締り活動を行います。
- ☆ 取付件数は、駐車監視員及び警察官による確認標章の取付件数で、駐車監視員の活動時間外に行われた取付件数も含みます。

	地域・路線（区間）	令和6年中 取付件数	活動時間
重点地域	近鉄生駒駅周辺	219件	7～20時
	近鉄東生駒駅周辺	171件	
重点路線	国道168号（バイパス、旧道を含む）及びその周辺道路 （国道168号北田原大橋交差点～小平尾町交差点） （国道168号（バイパス）出店北交差点～南田原バイパス中交差点～南田原町交差点） （国道168号（旧道）新芝山橋西詰交差点～小瀬町南交差点）	1件	
	県道生駒停車場宛ノ木線 （生駒駅西交差点～東新町交差点～南田原町交差点）	2件	
自動二輪車 原付車 重点地域	近鉄生駒駅・近鉄東生駒駅	23件	

奈良県生駒警察署